[資料５]

経　政　会　　会　則

第一章　総　　則

（名　称）

第１条　本会は、経政会と称する。

（構　成）

第２条　本会は、企業経営者、又は企業経営者の後継者をもって構成する。

（所在地）

第３条　本会は、事務所を名古屋市内に置く。

第二章　目的及び事業

（目　的）

第４条　　本会は、経政会員相互の交流を図り、またこの交流を通し会員企業の健全な発展と会員個人の成長並びに理念に基づく社会貢献を目的とする。

（事　業）

第５条　本会は第４条の目的を達成するために次の事業を行う。

１．相互扶助に関する事業

２．慶弔に関する事業

３．株投資に関する研究事業

４．会員各位による専門事業

５．異業種交流による新事業の立ち上げ育成事業

６．その他"Business of the member, by the member, for the member "
（IT、株式、旨い処食材、甘味、水、美容、健康、建築、防犯防災、貿易、遊び、ファッション、旅等）

第三章　会　　員

（会　員）

第６条　本会の会員は理事会にて承認された企業経営者を対象とする。

（賛助会員）

第６条の１　本会の目的及び事業に賛同し、理事会にて承認された個人または団体を対象とする。

（新規入会）

第７条　本会の新会員は、紹介者及び理事１名以上の推薦を受け、理事会にて承認を得たものとする。

（入会金）

第８条 会員として入会の承認を受けたものは、総会において別に定めた入会金を納入しなければならない

（会　費）

第９条　　会員は、総会において別に定めた会費を納入しなければならない。

（会員の権利義務）

第１０条　会員の権利義務は、次のとおりである。

１．会員は、会則その他の諸規定及び総会において成立した議決事項を遵守する。

２．会員は、本会の目的を誠実に遵守し、会の行う事業に積極的に参加し協力するものとする。

３．会員は、本会の運営に関して意見を述べることができる。

４．会員は、総会における議決権、役員の選挙権及び被選挙権を持つ。

（除　名）

第１１条　本会は下記の事項に該当する場合、理事会で審議し、その採決を経て除名することができる。

１．本会並びに会員各社の名誉を著しく毀損し、本会に協力を欠くもの。

２．会費の滞納が３ヶ月以上に及ぶとき

（退　会）

第１２条　会員で退会しようとするものは、会費を完納した上、退会届を提出しなければならない。

（納入金の返還）

第１３条　会員が除名、退会そのほかの事由により会員の資格を失ったときには、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることはできない。

第四章　役員その他

（役　員）

第１４条　本会は運営のため下記の役員を置く。

１．⑴代表理事（会長兼務）　１名

⑵副代表理事（筆頭副会長兼務）　２名

⑶副会長　若干名

⑷理事　若干名

⑸会計（書記兼務）　１名

⑹監査　１名

２．役員の任期は１ヵ年とし、役員の再選については妨げない

３．役員は会員の承認により定める

４．代表理事、副代表理事は理事の互選により選出する

５．諸行事会計は随時選定する

６．会の拡大により一組織で会運営に不都合が生じた場合、現在の兼務役員の位置は独立のものとなり、経政会の下部組織に支部を置き、支部ごとに会長及びそれぞれの役員を置くものとする。

（事務局員）

第１５条　本会の事務局員は理事会にて承認を得て、代表理事が任免する。

（役員の職務）

第１６条　役員の職務は次の通りとする。

１．　代表理事は本会を代表し会務を総理し、理事会の議長を務める

２．副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事が事故あるときにはその職務を代行する

３．理事は本会の運営に当たり業務を分担する

４．３ヶ月以上役員の職務を遂行できない場合は理事会に於いて審議し、その後の対処を決定する

（会計、監査、書記）

第１７条　会計、監査及び書記は総会に報告する。

第五章　会　　議

（総　会）

第１８条　本会の総会は毎年１回開催する他、必要があるときは随時開催することができる。

１．総会には次のことを審議決定する

⑴会則の改正

⑵事業計画及び事業報告の承認

⑶予算及び決算の承認

⑷その他理事会にて必要と認めた事項

２.総会の招集はその 10 日前までに日時、場所及び付議事項を示した文書を持って会員に通知しなければならない

３．総会の議決

⑴総会は、正会員数の２分の１以上の出席により成立する。

⑵総会議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

⑶正会員は、各一個の議決権を有し、議決権の行使は他の出席正会員に委任することができる

⑷総会で出席正会員の４分の３以上の同意があったときは、前項規定であらかじめ通知した以外の事項について議決することができる。ただし、委任状による議決権の行使は認めない。

⑸総会の議長は出席会員の中から選任する。

（三役会）

第１９条　三役会は代表及び副代表理事、副会長及び会計、監査で組織し、三役が必要と認めた場合に随時召集し、会運営のため総会及び理事会の権限に属しない一切の事項を議決する。

（理事会）

第２０条　理事会は毎月 1 回開催することを原則とし、次の事項を審議し、総会の権限に属しない一切の事項を議決する。

１．　総会に提出する議案

２．　諸行事の検討及び承認

３．　会務の遂行について必要と認める事項

４．　その他理事の提案事項

（常任理事会）

第２０条の１　本会の重要事項を審議するために常任理事会を設置する。

第六章　資産及び会計

（基本資産）

第２１条　本会に基本財産を置く。

１．基本財産は、入会金及び総会で編入の議決をしたものでこれを構成する。

（経費の支弁）

第２２条　本会の経費は、会費、基本財産又は事業から生ずる収入で、これを支弁する。

（会計年度）

第２３条　本会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第七条　雑　　則

（表　彰）

第２４条　本会は会員に特別な功労があったものを理事会で審議の上承認し、表彰する。

（慶　弔）

第２５条　本会は会員及び会員家族の慶弔災害に対して、細則により金品を贈呈する。

（政治・宗教活動）

第２６条　本会はその性格及び目的からいかなる政治活動及び宗教活動にも参加しない。また、本会を特定の政党のために利用してはならない

（細　則）

第２７条　細則は理事会において起案し、総会にて決議する。
ただし、緊急を要する事項は理事会において審議し、会計の承認を得て処理することができる。

改正　平成 18 年 4 月 1 日　第 14 条. 第 1 項
改正　平成 19 年 4 月 5 日　第 7 条. 第 1 項
第 16 条。第 1 項
追加　平成 19 年 4 月 5 日　第 18 条. 第 2,3 項
改正　平成 19 年 10 月 4 日　第 4 条. 第 1 項
第 14 条. 第 1,2 項
追加　平成 20 年 4 月 16 日　第 6 条の1. 第 1 項
追加　平成 20 年 4 月 16 日　第 20 条の1. 第 1 項

経政会　細　　則

（入会金）

第１条　入会金は、次のとおりとする。

１. 会員　　20,000 円
２. 賛助会員　　50,000 円

（会　費）

第２条　会員及び賛助会員は会則に定める会費を納入しなければならない。

１．　会員は月額 5,000 円とし年会費を半期（3 月、9 月）ごとに前納する
２．　賛助会員は月額 10,000 円とし年会費を半期（3 月、9 月）ごとに前納する会員は会則に定める会費を納入しなければならない。
３．　前項の納入方法は事務局の指定する集金代行（口座振替）サービスにて自動引落とする
但し、新入会員が半期に満たない会費納入の場合、現金にて事務局に納入する
４．　納入した会費はいかなる理由があっても返還しない
５．　途中入会は決められた会計年度に応じて月割にて一括納入する

（一時休会員）

第３条　会員が病気その他の止むを得ざる理由により長期間に亘り会費の納入が困難な場合には、理事会の承認を経て、一時休会員とすることができる。休会員については、休会中の会費の納入を免除すると共に、会員の権利を停止する。

（慶　弔）

第４条 会員の慶弔は、別に定める慶弔規定によるものとする。

（新入会員）

第５条 新入会員は新入会員歓迎会費として会費から助成する。

１．助成金は新入会員一人に対して金 5,000 円とする。

（準会員）

第６条の１　本会の準会員は起業する志を持ち、近い将来独立し企業経営を目指す者とし、理事会にて承認された者を対象とする。また、その活動範囲は理事会、役員会等の会の執行機関に関わることは出来ない。入会金及び会費は会員細則に準ずる。

改正　平成 18 年 4 月 1 日　第2条、第 4 項

改正　平成 19 年 10 月 4 日　第 1 条、第 1 項

第 2 条、第 1 項

改正　平成 20 年 4 月 16 日　第 1 条. 第 1 項

改正　平成 20 年 4 月 16 日　第 2 条. 第 1 項

慶弔規定

（目　的）

第１条　　本規定は、経政会会員に慶弔罹病のあった際の祝金ならびに祝電、香典ならびに弔電、又は見舞金などの支給について定める。

（対象者）

第２条　　経政会会員に対する行事とする。

（届　出）

第３条　　対象者又はその関係者が本規定の定めるところにより、慶弔金又は見舞金等の支給を受けようとするとき、又は祝電ならびに弔電を受けようとするときは、すみやかに電話等で会計に申し出ることとする。

（祝金及び祝花）

第 4 条　　会員の結婚及び会員企業本社社屋新築に該当する場合、会より祝いの金花を贈呈する

１．会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。ただし、嘗て結婚祝金の支給を受けたことのあるときは支給しない。

本人結婚祝金　　金 10,000 円とする

２．会員企業が本社社屋を新築したときは、祝い花を贈呈する。

祝花　　生花一対とする

（死亡弔慰金及び献花）

第５条　　下記に該当する対象者が死亡した場合は次の号より弔慰金を支給する。

（１）本人死亡弔慰金　　金 10,000 円とする

（２）本人死亡献花　　生花一対とする

（３）一親等死亡献花　　生花一対とする

（傷病見舞い）

第６条　　下記に該当する対象者が負傷又は被病し、医師の診断により１週間以上休業療養（入院）した場合は傷病見舞いを支給する。ただし同一傷病１回にかぎるものとする。

見舞い金又は見舞い品（金 5,000 円相当）

（付　則）

第７条　　本規定は平成１７年１０月より施行する。

改正　平成 20 年 4 月 16 日　第 4 条. 第 1 項